

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」  
の運用実績について

<目 次>

- 報告資料
- 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに係るアンケート結果及び総務省の考え方

# 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」 の運用実績について

2008年3月27日  
総務省総合通信基盤局

## 1 制定の経緯等

平成12年11月6日のIT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において取りまとめられた「線路敷設の円滑化の基本方針」を受け、総務省、経済産業省及び国土交通省が協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を施行(告示)。

## 2 目的

認定電気通信事業者(以下「事業者」という。)による光ファイバ網等の整備促進のため、設備保有者である電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者が保有する電柱・管路等の既存ネットワーク空間の提供に係る制度を整備することを目的としている。

## 3 主な内容

電柱・管路等の貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱い方法等について規定。

## 4 その他

設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて、毎年4月1日に見直しを行うこととされている。

→ 平成19年4月の一部改正により、設備提供に当たっての「効率性の原則」、定型的かつ反復して行われる設備使用の申込手続の簡素化・効率化等の規定を追加(次ページに概要)。

## 1 改正の目的

「ガイドラインに基づく実態調査」、「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」及び「光引込線の電柱添架手続きの簡素化等に係る試行的実施」の結果を踏まえ、新たに電柱添架手続きの簡素化及び効率化等に関する規定をガイドラインに追加。

## 2 改正案の概要

### (1) 設備提供に当たっての原則に「効率性の原則」の規定を追加(第1条第3項第4号)

本改正において、新たに電柱添架手続きの簡素化及び効率化等に関する規定を追加することから、第1条(基本的な考え方)に新たに「効率性の原則」を追加。

### (2) 定型的かつ反復して行われる設備使用の申込みに係る手続きを簡素化・効率化するための規定を追加(第3条の2、第13条第1項第9号)

設備保有者が事業者から定型的かつ反復して行われる光引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合の手続きを簡素化・効率化するため、設備保有者と事業者の間で設備の仕様、工法等に関する協議を行うこととし、さらにこれらの協議対象事項を新たに標準実施要領に規定する手続きの簡素化及び効率化のための基本的事項に記載するよう努力義務規定を整備。

### (3) その他手続きの簡素化及び効率化に関する規定を追加(第13条第1項第10号)

上記(2)以外にも、設備保有者は、個々に手続きの電子化、審査手続きの簡素化、提出書類の簡素化等を行っていることから、このような簡素化等の事項について、広く標準実施要領に記載することを促すための規定を整備。

## 1 趣旨

設備使用の進展の程度等について把握するため、電柱・管路等の貸し手・借り手双方に対して実施。

## 2 調査概要

### 【貸し手側】

#### 1) 調査対象

- ① 電気通信事業者…自ら線路設備を設置するために電柱・管路等を保有する主要事業者（14事業者）
- ② 電気事業者…一般電気事業者（10事業者）
- ③ 鉄道事業者…日本民営鉄道協会（16事業者）、JRグループ（7事業者）

#### 2) 調査内容

- ① 標準実施要領（ガイドライン第13条の規定に基づく標準実施要領）の作成状況
- ② 設備の調査申込みの申請を受けた件数（平成19年1月1日～平成19年12月31日）
- ③ 設備の使用申込みの申請を受けた件数（平成19年1月1日～平成19年12月31日）
- ④ 貸与件数（平成19年1月1日～平成19年12月31日）
- ⑤ 拒否件数の理由別内訳（平成19年1月1日～平成19年12月31日）
- ⑥ 電柱・管路等を保有する電気通信事業者から受けた苦情・要望（平成19年1月1日～平成19年11月30日）
- ⑦ 自主的改善措置
- ⑧ 調査対象事業者からの苦情・要望

### 【借り手側】

#### 1) 調査対象

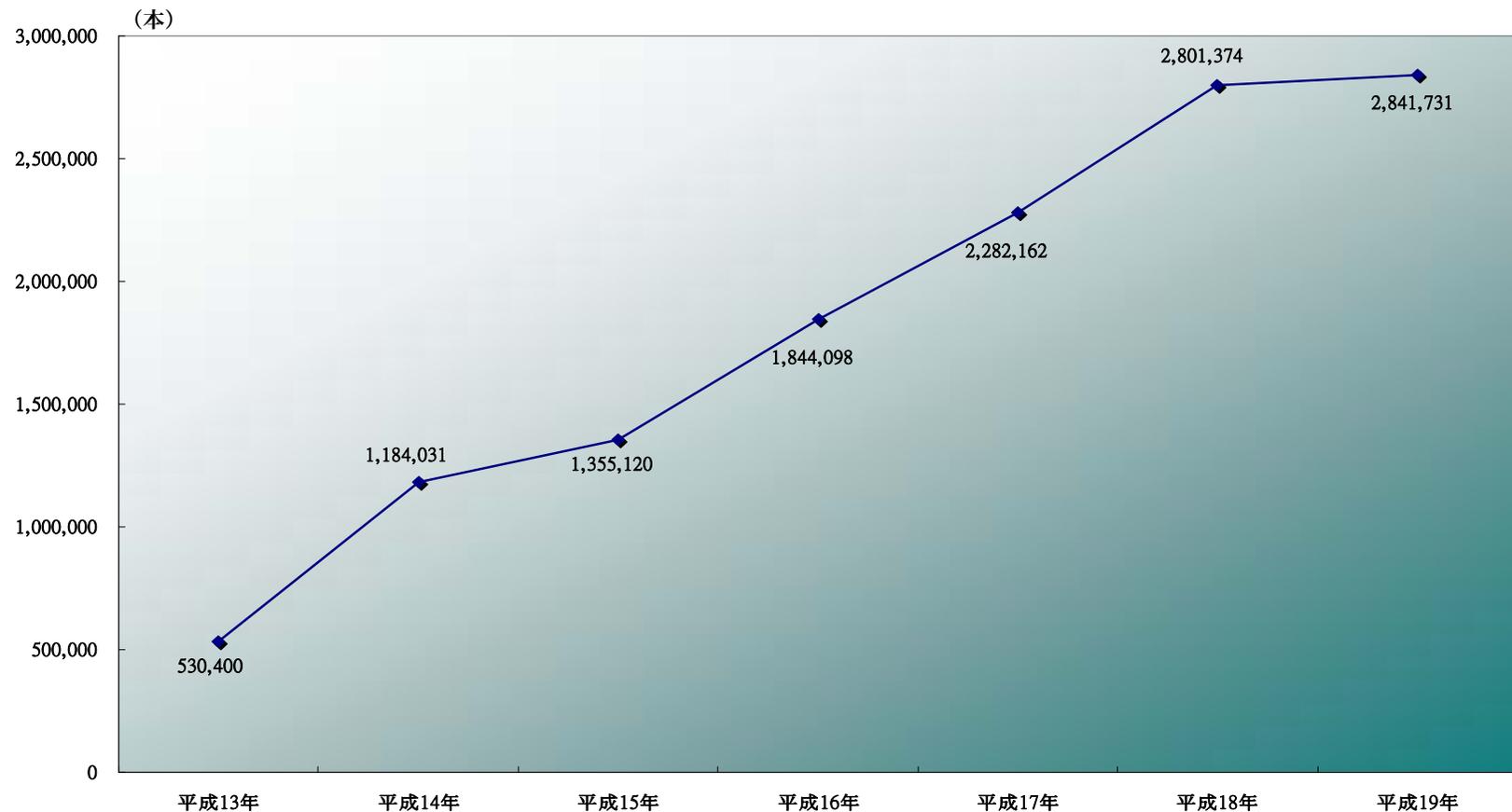
- 電気通信事業者…自ら電気通信回線設備を設置する電気通信事業者すべて（うち85事業者から回答）

#### 2) 調査内容

- ① 電柱・管路等の使用に関する要望等
- ② 参考（これまで設備の提供を受けた実績）

## 1 電柱の新規貸与本数の推移

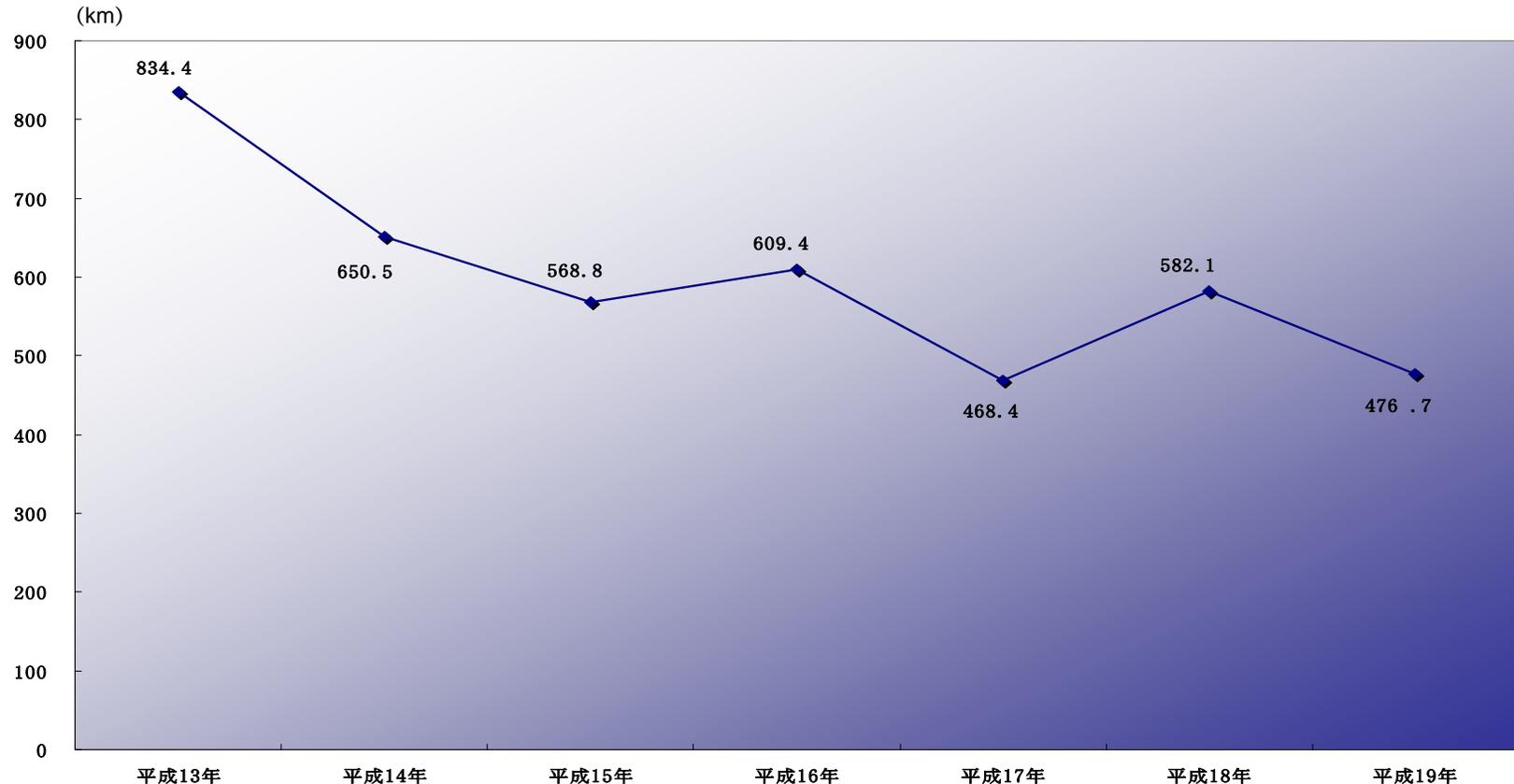
- 新規貸与本数は一貫して伸びているものの、伸び率はやや鈍化傾向にある。
- FTTNサービスの純増数の伸びが緩やかになりつつあること、基幹系ケーブル構築目的の需要が落ち着きつつあること等が背景にあると考えられる。



※ 平成13年については平成13年4月1日～11月30日、平成14年については平成13年12月1日～平成14年12月31日の間の実績値を示している。

## 2 管路等(とう道・ずい道含む)の新規貸与距離の推移

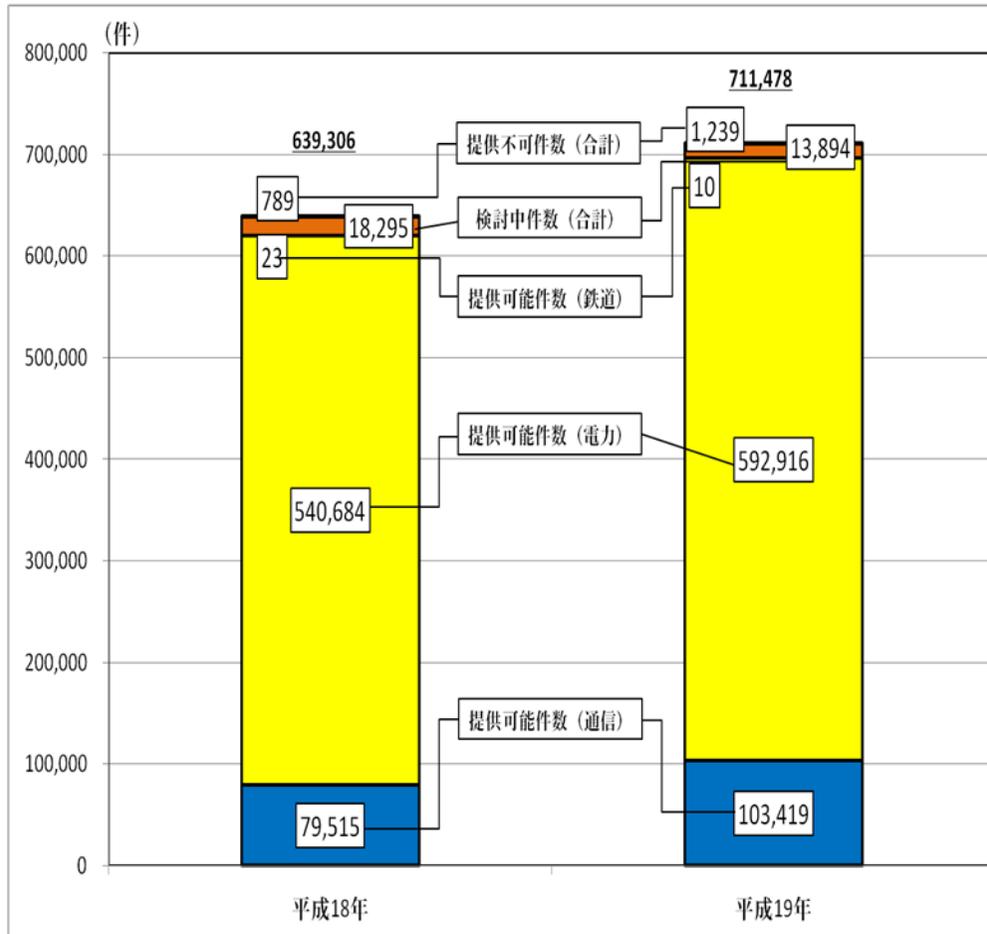
- 新規貸与距離は引き続き一定水準以上にあるものの、減少傾向にある。
- FTTNサービスにおいて、管路等を自ら保有するNTT東西の占めるシェアが相対的に高まっていること、管路の代替としてダークファイバの利用が進展していること等が要因として考えられる。



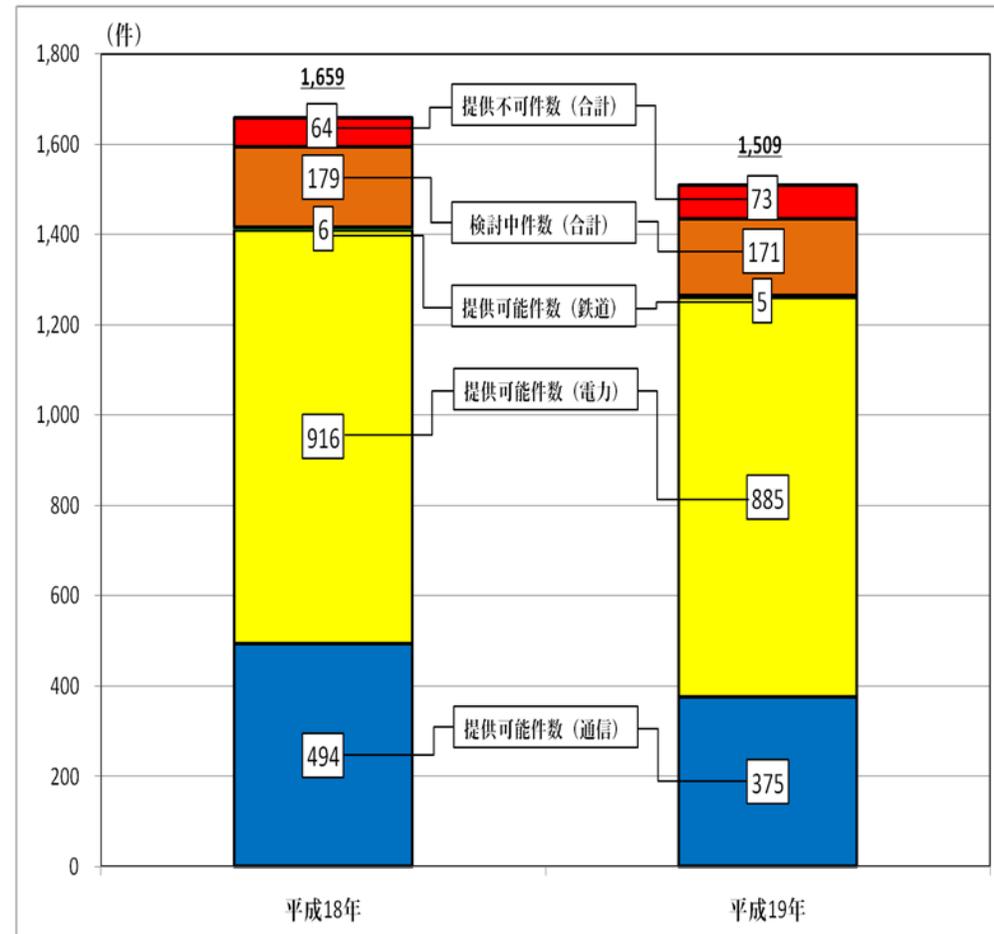
※ 平成13年については平成13年4月1日～11月30日、平成14年については平成13年12月1日～平成14年12月31日の間の実績値を示している。

## 3 (参考)調査申請※状況

### 【電柱】



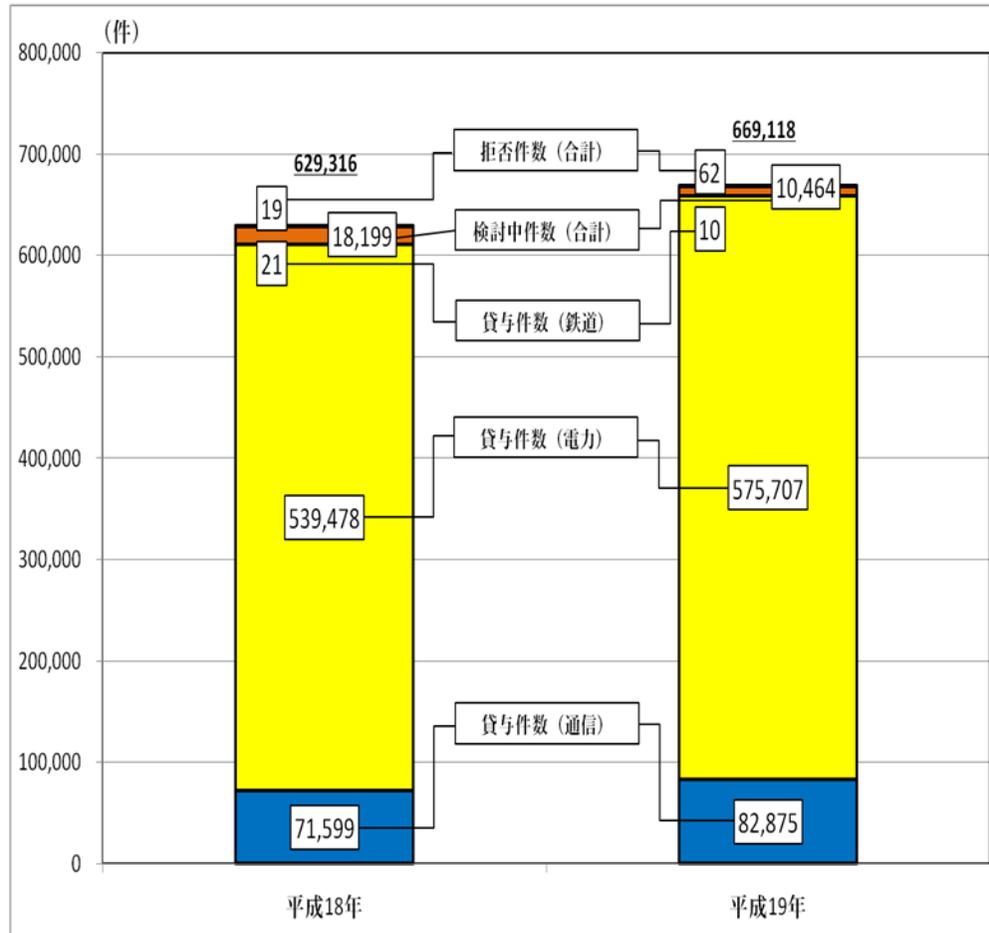
### 【管路等】



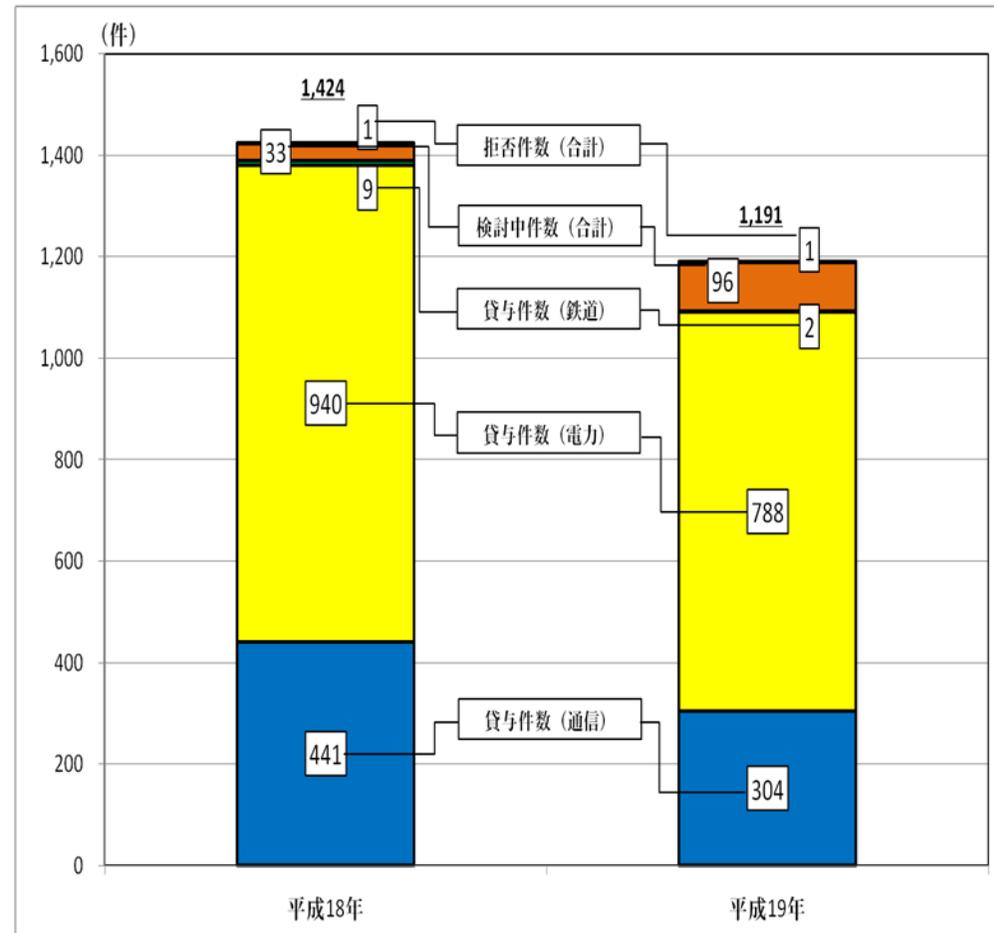
※ 各年1月1日から12月31日までの間に、認定電気通信事業者から電柱及び管路等に係る利用可否の調査申込を受けたもの

## 4（参考）申請※状況

### 【電柱】



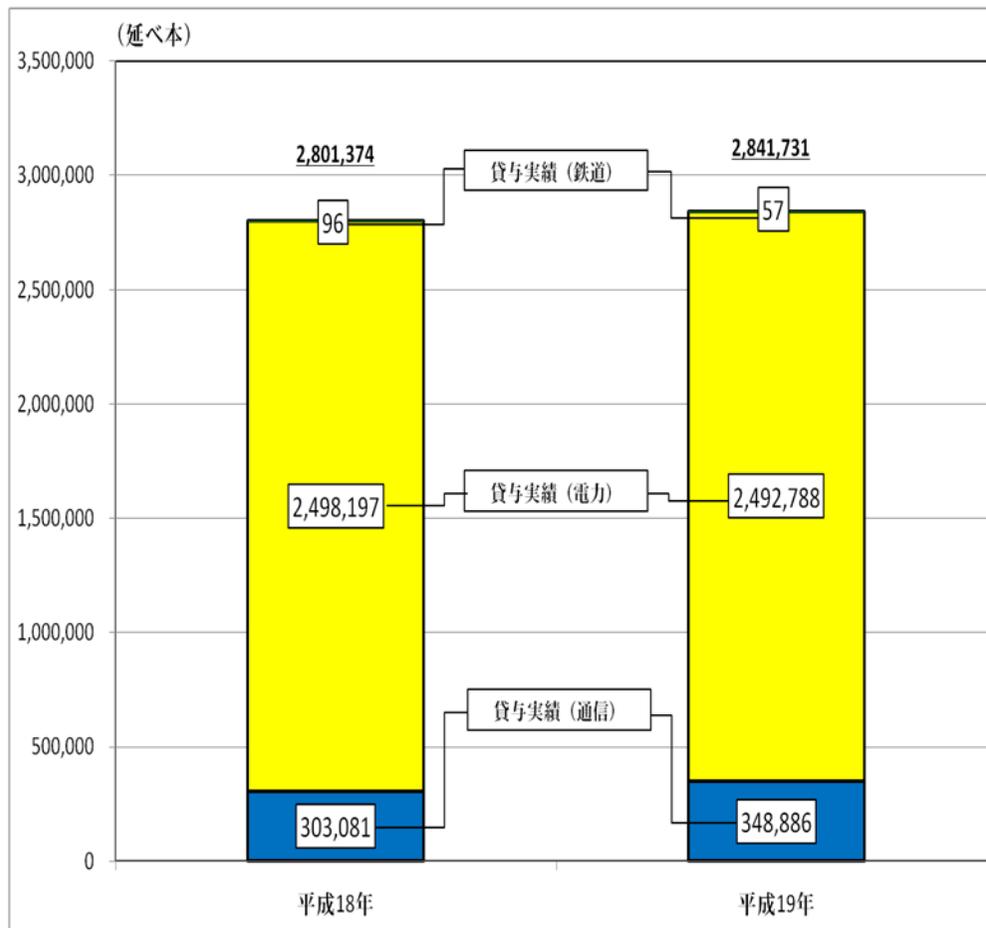
### 【管路等】



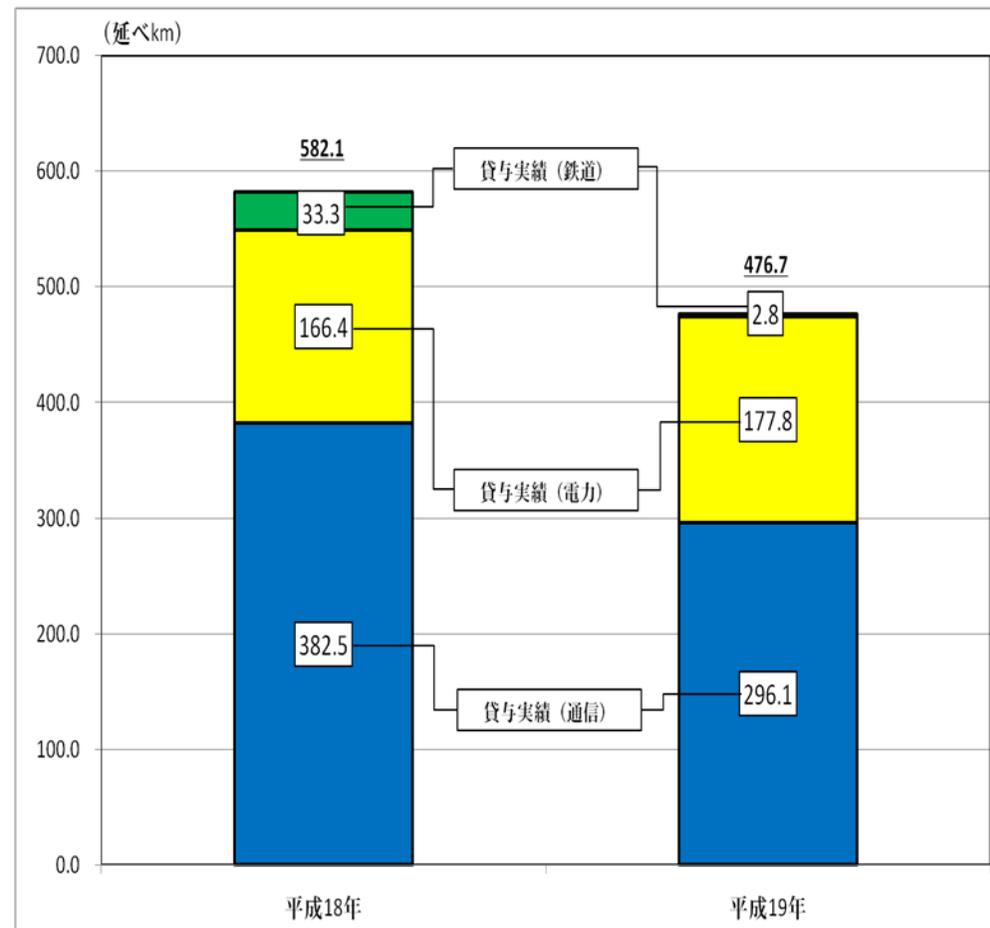
※ 各年1月1日から12月31日までの間に、認定電気通信事業者から電柱及び管路等に係る利用申込を受けたもの

## 5 (参考)貸与実績※

### 【電柱】



### 【管路等】



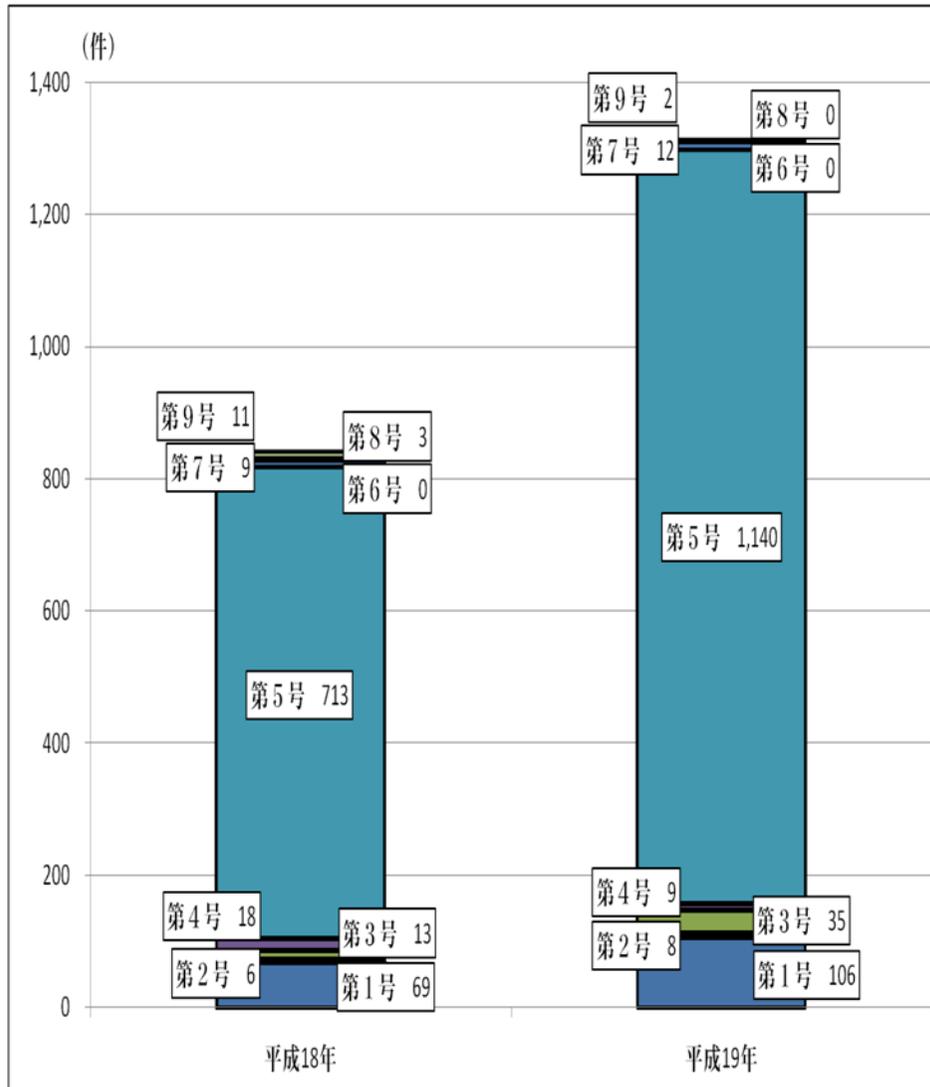
※ 各年1月1日から12月31日までの間に、認定電気通信事業者から電柱及び管路等に係る利用を認めた延べ電柱本数及び延べ管路距離

# 実態調査の結果 (6)

## 5 (参考)実績データ (平成19年1月～平成19年12月(括弧内は平成18年1月～平成18年12月)までの実績値)

	電 柱					管 路 等 (ずい道・とう道含む)						
	調査申請状況		申請状況		貸与実績	調査申請状況		申請状況		貸与実績		
通信	提供可能件数	103,419件 (79,515件)	貸与件数	82,875件 (71,599件)	提供事業者数(延べ) 245者 (250者)	提供可能件数	375件 (494件)	貸与件数	304件 (441件)	提供事業者数(延べ) 63者 (58者)		
	検討中件数	3,980件 (1,912件)	検討中件数	2件 (0件)		検討中件数	23件 (61件)	検討中件数	4件 (7件)			
	提供不可件数	1,086件 (647件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与本数(延べ) 348,886本 (303,081本)	提供不可件数	6件 (31件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与距離(延べ) 296.1km (382.5km)		
	小計	108,485件 (82,074件)	小計	82,877件 (71,599件)		小計	404件 (586件)	小計	308件 (494件)			
電力	提供可能件数	592,916件 (540,684件)	貸与件数	575,707件 (539,478件)	提供事業者数(延べ) 374者 (381者)	提供可能件数	885件 (916件)	貸与件数	788件 (940件)	提供事業者数(延べ) 49者 (42者)		
	検討中件数	9,914件 (16,383件)	検討中件数	10,462件 (18,198件)		検討中件数	147件 (118件)	検討中件数	91件 (26件)			
	提供不可件数	153件 (142件)	拒否件数	62件 (19件)	貸与本数(延べ) 2,492,788本 (2,498,197本)	提供不可件数	67件 (33件)	拒否件数	1件 (1件)	貸与距離(延べ) 177.8km (166.4km)		
	小計	602,983件 (557,209件)	小計	586,231件 (557,695件)		小計	1,099件 (1,067件)	小計	880件 (967件)			
鉄道	提供可能件数	10件 (23件)	貸与件数	10件 (21件)	提供事業者数(延べ) 5者 (6者)	提供可能件数	5件 (6件)	貸与件数	2件 (9件)	提供事業者数(延べ) 2者 (6者)		
	検討中件数	0件 (0件)	検討中件数	0件 (1件)		検討中件数	1件 (0件)	検討中件数	1件 (0件)			
	提供不可件数	0件 (0件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与本数(延べ) 57本 (96本)	提供不可件数	0件 (0件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与距離(延べ) 2.8km (33.3km)		
	小計	10件 (23件)	小計	10件 (22件)		小計	6件 (6件)	小計	3件 (9件)			
全体	合計件数	711,478件 (639,306件)	合計件数	669,118件 (629,316件)	合計事業者数	624者 (637者)	合計件数	1,509件 (1,659件)	合計件数	1,191件 (1,424件)	合計事業者数	114者 (106者)
					合計本数	2,841,731本 (2,801,374本)					合計距離	476.7km (582.1km)

## 6 (参考)貸与拒否件数(事由別) (平成19年1月～平成19年12月(括弧内は平成18年1月～平成18年12月)までの実績値)



該当拒否事由 (ガイドライン第3条第1項)	通信		電力		鉄道		合計
	電柱	管路等	電柱	管路等	電柱	管路等	
第1号 (設備に空きが無い場合)	5件 (14件)	3件 (16件)	41件 (10件)	57件 (29件)	0件 (0件)	0件 (0件)	106件 (69件)
第2号 (設備保有者が使用する予定がある場合)	0件 (0件)	2件 (5件)	0件 (0件)	6件 (1件)	0件 (0件)	0件 (0件)	8件 (6件)
第3号 (設備の改修移転の計画がある場合)	8件 (5件)	0件 (1件)	25件 (7件)	2件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	35件 (13件)
第4号 (電柱の地中化計画がある場合)	0件 (1件)	0件 (0件)	9件 (17件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	9件 (18件)
第5号 (技術基準に適合しない場合等)	1,073件 (626件)	0件 (0件)	67件 (87件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	1,140件 (713件)
第6号 (過去に使用条件に係る契約不履行等があった場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)
第7号 (関係法令に適合しない場合等)	0件 (1件)	1件 (0件)	9件 (7件)	2件 (1件)	0件 (0件)	0件 (0件)	12件 (9件)
第8号 (第6号以外に過去の契約不履行等があった場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (3件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (3件)
第9号 (公益事業の遂行に支障がある場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	2件 (11件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	2件 (11件)

## 7 ガイドラインに関する関係事業者の主な意見・要望

### (1) 具体的なガイドライン改正を求める意見

意見	総務省の考え方
<p>安全確保を最優先とする鉄道事業者への影響、鉄道事業者の設備のニーズがないこと等を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象から外す等の措置を講じるべき。 (鉄道事業者)</p>	<p>列車の安全・正確な運行を阻害するような場合には、現行ガイドラインの貸与拒否事由に基づき、設備の貸与拒否は可能。  鉄道事業者についても一定の貸与実績が継続的に認められることから、引き続き鉄道事業者をガイドラインの対象とすることが適当。</p>
<p>施工品質の悪い電気通信事業者には、共架受付拒否等ペナルティ行使を可能とすべき。 (電力事業者)</p>	<p>現行ガイドラインにおいて、既に、過去の契約不履行等があった場合等を貸与拒否事由として規定している。</p>
<p>電気通信事業者は、設備保有者が定める標準的期間等に十分配慮して利用申込みを行うこととすべき。 (電力事業者)</p>	<p>御意見の趣旨は理解するが、現行ガイドラインは、設備保有者に対して、申込者の都合に合わせた回答を義務付けるのではなく、まずは当事者間で協議していただくことが適当と考える。</p>
<p>「光引込線の電柱添架手続に係る試行的実施」等を受けた「新たな添架ポイントの開放」等を、電柱所有者に共通して適用されるルールとして、ガイドラインに盛り込むべき。 (電気通信事業者)</p>	<p>新たな添架ポイントの開放等は、エリアごと、設備保有者ごとに状況が異なっており、少なくとも現時点において、すべての電柱保有者に共通的に適用されるルールとしてガイドラインに規定することは適当ではないと考える。</p>
<p>貸与実績等は着実に進展しており、毎年見直す必要はない。 (電力事業者)</p>	<p>ガイドラインの実効性を担保していく上で、継続的に設備の貸与実績等を把握し、これに基づきガイドラインの見直しを行っていくことは今後とも必要と考える。</p>

## 7 ガイドラインに関する関係事業者の主な意見・要望

### (2) その他意見・要望

#### ① 設備保有者側からの意見・要望

意見・要望	総務省の考え方
設備保有者側の手続を考慮した、時間的余裕をもった申込みの実施	ガイドラインでは、調査回答期間は原則として2か月以内と定めている。まずは事業者間で協議いただく事項と考えるが、設備保有者側の事務作業等にも配慮した上で、申込み等がされることが望ましい。
設備保有者が定める技術基準の遵守、設備利用者と土地所有者間での適切な調整の実施	いずれもガイドラインに規定しており、ガイドラインを踏まえ、設備利用者で適切な対応がされることが望ましい。

#### ② 設備利用者側からの意見・要望

意見・要望	総務省の考え方
提供の可否の回答、設備使用開始までの期間の短縮	一般論としては、可能な限り期間を短縮することが望ましいが、調査回答期間の原則を定めるガイドラインも踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適当。
設備使用手続の更なる簡素化	設備使用手続の簡素化については、平成19年4月のガイドライン改正で新たに規定を設けたところ。今後とも運用の実態等を注視してまいりたい。
申請書類等の各事業者間の統一化、簡素化	
設備保有者が定める技術基準の緩和	ガイドラインでは、設備保有者の技術基準に適合しない場合には、設備貸与を拒否し得ることとしているところ。技術基準の内容については、基本的に設備保有者が最もよく把握していると考えられ、まずは事業者間で協議いただくことが適当。
貸与の対価の引き下げ	ガイドラインでは、公正妥当な方法により算定を行うことを規定している。同項を踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適当。

## 8 ガイドライン改正(平成19年4月～)後における主な自主的改善措置

### (1) 簡素化・効率化等に関するもの

- ガイドライン改正を踏まえた電柱添架申請様式の簡素化を実施（電気通信事業者）
- ガイドライン改正を踏まえた標準実施要領の改正（電気通信事業者・電力事業者）
- 電柱添架手続きのシステム化について検討（電気通信事業者）
- 定型的かつ反復的な設備使用については、通信事業者からの具体的な申込み事例をもとに、事務手続きの簡素化・効率化について検討を行う予定（電力事業者）
- 既契約の管路等利用物件に関する調査申込みを省略し、利用可否検討期間の短縮を図っている（電力事業者）

### (2) その他

- 芯線賃貸用光ケーブルの敷設延長（鉄道事業者）
- 電柱添架事業者からの要望に応じ、VDSL装置の添架基準を緩和（電気通信事業者）

- 電柱等の新規貸与実績は引き続き一定水準以上を確保している
  - ガイドラインの改正を求める意見も見られたが、いずれも既に現行規定において担保されているなど、直ちに改正の必要性があるものとは認められない
  - 平成19年4月のガイドライン改正を踏まえ、設備保有者による自主的改善措置が行われつつある
- 以上を踏まえ、今年度はガイドラインの改正は行わないこととし、引き続き、設備使用の進展の程度について、注視していく。

## 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに係るアンケート結果及び総務省の考え方

### I 具体的なガイドライン改正を求める意見・要望

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
<p><b>1 基本的な考え方(第1条)</b></p> <p>管路等の利用方法については、鉄道事業の最大の使命である列車の安全・正確な運行を阻害しないよう、鉄道事業者自身が長期的な視点から責任を持って判断すべきものであり、ガイドラインにより制約を受けることは、事業の運営に重大な影響を与えるおそれがあると考えます。</p> <p>また、ガイドライン制定以降7年間、利用申請は1件もない。</p> <p>安全確保を最優先とする鉄道事業への影響、及びニーズが全くない実態を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象から外すなどの措置を講じていただくよう強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【鉄道事業者】</p>	<p>鉄道事業者が電気通信事業者に対し管路等を貸与することによって、列車の安全・正確な運行を阻害するおそれがあるような場合には、第3条の「貸与拒否事由」に基づき、当該貸与を拒否することが可能である。</p> <p>なお、鉄道事業者についても一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、鉄道事業者を引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考えます。</p>
<p><b>2 貸与拒否事由等(第3条)</b></p> <p>施工品質の悪い電気通信事業者に対しては共架申請受付拒否ができるなどのペナルティを行使できるようにガイドラインに織り込んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第3条第1項第6号及び第8号において、貸与拒否事由として、過去に契約の不履行等があった場合等について規定している。</p> <p>ご意見に関しては、具体的な事例に照らし、本項を踏まえつつ、改修の可否も含め当事者間で十分に協議・検証していただくことが適切であると考え</p>

	る。
<b>3 設備の使用に当たっての遵守事項(第10条)</b>	
<p>大量の申込であるにもかかわらず、ガイドラインに沿った標準期間に関係なく、申込者のサービス開始日にあわせた回答を求められ、承諾を急がされるケースが多く、対応に苦慮している。利用者は、施工予定までに余裕を持った申込をすべきである。このため、ガイドラインに「通信事業者は、使用開始時期や、設備保有者の定める標準的期間に十分配慮し、利用申込みをする」ことを明記されたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>ガイドラインは、設備保有者に対して、申込者のサービス開始日等に合わせた回答を義務付けるものではなく、具体的な申し込みに対する対応については、円滑な申請処理が実現するよう、関係の事業者間で十分に協議を行って頂くことが適切であると考えます。</p> <p>なお、御意見の趣旨は一定の合理性が認められるところであり、速やかに関係団体に対して伝えることとしたい。</p>
<b>4 見直し(附則第2条)</b>	
<p>ガイドラインは貸与の進展状況を検討し、毎年、見直しを行なうこととなっているが(付則第2条)、これまでの調査から貸与実績は着実に進展していることが確認されており、本条項の修正(毎年→必要に応じ)を行なうか、調査内容の簡素化などの見直しを願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>ガイドラインの実効性を担保していく上で、継続的に設備の貸与実績等を把握し、これに基づきガイドライン見直しを行っていくことは今後とも必要であると考えます。</p> <p>なお、現在の調査内容は、線路敷設の円滑化の状況を把握する上で不可欠なデータであると考えているが、調査内容については引き続き所要の見直しを行っていく考えである。</p>
<p>これまでのガイドラインの見直しにより、内容の充実は図られており、毎年改正する必要性はない。</p>	<p>ガイドラインの実効性を担保してい</p>

<p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>く上で、毎年継続的に設備の貸与実績等を把握し、これに基づきガイドラインの所要の見直しを行っている。</p> <p>なお、ガイドラインの改正はあくまで必要と認める場合に行うものであり、毎年改正することを予定するものではない。</p>
<p><b>5 その他</b></p>	
<p>「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」及び「光引込線の電柱添架手続き等に係る試行的実施」を通じて実現された「新たな添架ポイントの開放」や「添架ポイント利用の優先順位等に係る原則」は、添架事業者が単独添架を実現できた要因の一つであると考えられることから、自前敷設環境の更なる整備にむけ、これらについて、電柱所有者に共通的に適用されるルールとして電柱等ガイドラインに盛り込み、具体的な運用に移していくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>新たな添架ポイントの開放や添架ポイント利用の優先順位等については、エリア毎、設備保有者毎に状況が異なっていることから、少なくとも現時点においては、すべての電柱所有者に共通的に適用されるルールとして、ガイドラインに規定することは必ずしも適当ではないと考える。</p> <p>但し、所要の見直しについては、ガイドラインの運用実態等を踏まえ、今後引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>電柱・管路等の貸与状況の調査については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン附則第2条」に基づき協力するよう規定されていますが、過去並びに今回の調査については、資料提出までの期間が短いこと等から対応に苦慮する状況にあります。また、電柱・管路等の貸与実績は着実に増加しており、制度そのものが定着しつつあると考えております。このため、① 調査自体の取止めもしくは、調査を継続する場合、② 資料提出期限の延長③ 一定期間の調査への代替（調査対象期間の短縮）など事務負担の軽減についてご配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>現在の調査内容は、線路敷設の円滑化の状況を把握する上で不可欠なデータであると考えている。今年度の調査では、従前からの御意見を踏まえ、昨年1年間の電柱・管路等の貸与実績については、前年度の調査と比べて、資料提出期限を約1か月延長しており、設備保有者の事務負担の軽減にも配慮</p>

	<p>しているところ。</p> <p>但し、調査内容については引き続き 所要の見直しを行っていく考えである。</p>
--	--

## II その他意見・要望

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
<b>1 基本的な考え方(第1条)</b>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱所有者の関連会社も同等の取扱いをすべきである。</p> <p>【理由】 利用料等で不平等であるから。(共架未把握のため) 以前強度不足と判定された電柱に共架されているから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第1条第3項第3号において、設備の提供に当たっての無差別性の原則を規定している。</p> <p>御意見の内容については、速やかに関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<b>2 調査回答期間等(第2条)</b>	
<p>【電気通信事業者に対する要望】 共架希望日までに猶予のある計画的な共架申込みを願いたい。(共架基数の多少に関わらず、共架希望日まで短期間の共架申込みが多く、改修工事が必要な場合、共架希望日の事業者との調整に苦慮している。)</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月以内と定めているところであり、具体的な事例に関しては、本項を踏まえ、関係者で協議していただき、円滑な業務実施を図ることが適切であると考えます。</p>
<p>【電柱】調査を実施するにあたっては、調査内容を考慮した回答期間の設定が必要。 【管路】電力会社の手続きを考慮した余裕ある利用申込みの実施をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>なお、設備保有者の事務作業等にも配慮した上で、申込み等がされることが望ましく、御意見は、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>共架申込みにおいてお客さまへのサービス開始や事業者の事業計画にあわせ、短期間で承諾を求められるケースが多い。標準処理期間や改造が必要な場合があることを考慮し、余裕を持って計画的かつ早期に申込書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>共架申請柱の現場確認調査に要する期間を考慮して共架申請を行ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱共架において調査の申込から可否の決定まで2箇月以内ではあるが更なる期間短縮を検討すべきである(東京電力)</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月と定めているところで</p>

<p>【理由】 通信事業提供の納期短縮を図るため、設備保有事業者が地支線を設置している箇所については、地支線新設を行わない</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>ある。</p>
<p>【御意見・御要望等】 使用可否の検討にかかる期間を利用する電柱本数および管路長に応じて短縮してほしい</p> <p>【理由】 迅速な基地局サービス開始によりお客様の利便性向上が早期に実現可能なため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>その枠内において要する具体的な検討期間の合理性や短縮の可能性に関しては、まずは関係者において協議・検証していただくのが適切であると考え</p> <p>る。</p> <p>なお、一般的には、回答期間等は可能な限り短縮することが望ましいところであり、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えるとともに、ガイドラインの運用実態等に関し引き続き注視してまいりたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 電力会社柱の事業者に対する貸出しを判定する為の調査期間の短縮と調査結果に伴う改修工事の工期短縮をお願いしたい。</p> <p>【理由】 顧客の希望納期に間に合わないから。</p> <p>【備考】 トランス高上げ工事等。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 回答を迅速にいただきたい</p> <p>【理由】 早急な工事対応が必要となる場合があるため</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 NTTは添架承諾の回答までに一ヶ月を要する場合がありますので、電力会社と同様に、一週間程度に短縮していただきたい。</p> <p>【理由】 お客様は早期のサービス提供を希望しているが、それに答えられない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】 回答の期間の短縮をすべきである。</p> <p>【理由】 回答期間が一定しておらず、施工予定が決定できないからである。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱添架・管路借用申請・許可の事務処理を簡素化すべきであり、回答期限を定めるべきである。</p> <p>【理由】 申請から許可・回答までの時間がかかり、計画数が確保できないため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱使用許可を速やかに出すべきである。</p> <p>【理由】 加入者に的確な返事が出来ないからである。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 共架申請（電力柱）を提出してから許可までの期間を短縮して頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 回答・承認後、道路占用申請等提出までに時間を要してしまうため。</li> <li>② 工期短縮を図るうえで申請許可業務の締める割合が最も大きいため。</li> </ol> <p>【備考】 昨年度の実績では調査申込から使用開始までの期間が6ヶ月から9ヶ月掛かった為6ヶ月以内での使用開始が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱を電力会社・NTT東西から借りる際の契約事務から工事許可までの時間を短縮して欲しい。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務手続きに多くの時間を要し、顧客の希望納期と乖離があるから。</li> <li>② 電柱借用の許可後に発生する道路管理者及び関係各所との許認可・事務手続きに時間を要するから。</li> </ol>	

<p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 東電柱の申請にかかる時間を短縮すべきである。</p> <p>【理由】 申請から装柱金物を取り付くまでに約5ヶ月強と時間がかかりすぎるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 調査の申込みから設備の使用開始までの期間を短縮すべきである。</p> <p>【理由】 昨今は宅地の竣工が早く、電柱の使用開始を待たされるケースが多い為であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱を申請した際、許可を早急に出すべきである。</p> <p>【理由】 加入者にサービスを早く提供するため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 拡張工事がつづいているので、まとまった申請本数になるので、許可までの期間を少しでも短縮すべきである。</p> <p>【理由】 工期的に厳しく、NG柱等により変更が発生するので現場を円滑に進めるためには、必要であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱への共架申込から共架開始までの期間を決めていただくべきである。</p> <p>【理由】 電柱への共架申込から設備改修までの設備保有者の工期が分からない為に、ケーブルテレビの設備構築するための工期もわからなくなる。</p>	

<p style="text-align: right;"><b>【CATV事業者】</b></p> <p><b>【御意見・御要望等】</b> NTT西日本は、写真3枚を添付しても、調査料を1,500円/本請求してくるので、減額すべきである。</p> <p><b>【理由】</b> 1本につき写真3枚を要求されているにもかかわらず、全数現地調査という名目で、調査費を取られるから。</p> <p><b>【備考】</b> 同じ西日本管内でも地域により対応の差が出ている。不平等である。</p> <p><b>【CATV事業者】</b></p>	<p>調査に要する費用は、第2条第3項に基づき、コストに基づき適正なものとするところである。</p> <p>個別事例における調査料の合理性に関しては、同項を踏まえ、関係の事業者間で協議・検証していただくことが適切であると考えます。</p> <p>なお、御意見については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<b>3 貸与拒否事由等(第3条)</b>	
<p><b>【御意見・御要望等】</b> NTT地域殿の管路開放につきましては、最大限、設備開放していただけるよう柔軟な対応についてご検討をお願いします。</p> <p><b>【理由】</b> 設備開放の制限が合理的でないことが度々ある。(例えば、複数以上の未利用芯線が必要以上に確保されなければ新たな貸出しを行わない等)。このような非合理的な制限が管路利用電気通信事業者にとっての通信ネットワークの構築にとって主要な制約となる。</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	<p>第3条第1項において、設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、貸与拒否事由に該当しない限り、設備を貸与すべきこととされている。</p> <p>個別の貸与拒否についての合理性に関しては、同項を踏まえ、関係の事業者間で協議・検証していただくことが適切と考えるが、御意見については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p><b>【御意見・御要望等】</b> 使用拒否との回答は無いよう指導して欲しい</p> <p><b>【理由】</b> 補強費を払わないとは、言っていない。</p> <p style="text-align: right;"><b>【CATV事業者】</b></p>	<p>なお、ガイドラインの運用実績に関する調査結果では、平成19年の電柱等の貸与のための調査申請件数(71万</p>

	<p>2987本)に占める提供不可件数の比率は約0.18%(1312件)と低率に留まっているが、前年の提供不可件数(842件)と比べれば増加しており、今後とも、調査結果を踏まえつつ、ガイドラインの運用実態に注視してまいりたい。</p>
<p><b>【御意見・御要望等】</b> 電柱共架において設備改修工事完了日もしくは利用可能日目安の開示をすべきである(東京電力)</p> <p><b>【理由】</b> 通信事業提供検討に多くの時間を要し、設備保有通信事業者と公正な競争とならないため</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	<p>第3条第5項において、「設備保有者は、設備の使用の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があった場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。」と規定している。</p> <p>具体的事例に関する対応の合理性に関しては、同項を踏まえ、事業者間で協議・検証していただくことが適切であると考ええる。</p> <p>御意見については、速やかに関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p><b>【御意見・御要望等】</b> 管路借用において設備不備(管路つまり・つぶれ)については補修対応し借用可能とするべきである。(東京電力)</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>① 迂回ルート等の代替案検討及び構築に要する時間を省くことが可能となり、提供納期確保がより可能となるため</p> <p>② 迂回ルートでの構築コストが、設備保有者事由により発生するため</p>	<p>補修対応の可否等については、設備保有者が最も知悉していると考えられる。設備利用者の具体的な要望内容に照らし、事業者間で協議・検証していただくべきと考ええる。</p> <p>御意見は、関係団体を通じて、設備</p>

<p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>保有者に伝えることとしたい。</p>
<p><b>4 定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み(第3条の2)</b></p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱申請に関する手続き（可否判定申込～可否判定～本申請～承諾～契約～金物設置）の簡素化をすべきである。</p> <p>【理由】 申請件数が多いと書類作成・書類送付等の事務作業が煩雑である。また、1つの申請書類で申請が完結出来るような改善を行えば業務効率の向上が図れるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>設備使用に関する手続きの簡素化については、平成19年4月のガイドライン改正により、第3条の2として、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、設備保有者は手続きの簡素化及び効率化に努めること等を新たに規定したところ。</p> <p>具体的な簡素化項目等に関しては、本項を踏まえ、まずは関係の事業者間で協議いただいた上で、検証を進めて頂くべき事項であると考えるが、総務省としても、今後ともガイドラインの運用の実態等を注視してまいりたい。</p> <p>なお、御意見の内容については、速やかに関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 手続きを簡素化すべきである。</p> <p>【理由】 工事が遅れるため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 申請書の添付書類を減らすべきである。</p> <p>【理由】 手間と資源の無駄であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱を借りる申請手順が大掛かりなため、業務にかなりの時間を費やされる。もっと簡素化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱の共架申請や道路占用申請などの手続きをもっと簡略化してほしい。</p> <p>【理由】 申請をしてから工事を行えるようになるまでに時間が掛かるため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

**【御意見・御要望等】**

申請書類、連絡ルートの統一化、簡素化して頂きたい。

**【理由】**

- ① 共架ケーブルの支障移転が発生した場合の通知書類や通知ルートの統一性がないため、都度、書類フォーマットや担当者が変わり、対応が異なり煩雑なため。
- ② 電力事業者及び通信事業者において書式が異なり書類作成に時間がかかることと、申請書及びそれに付随する書類が多く、作成に時間が掛かるため。

**【備考】**

- ① 書類様式の違い、連絡ルートの認識違いから、間違いによる処理が遅れることを防ぎたい。
- ② 電柱共架に伴い電力事業者やNTTにおいて申請書類のフォーマットが違い、混在ルートでは間違いが発生しやすい。

**【電気通信事業者】**

**【御意見・御要望等】**

電柱利用申請において発生する電柱調査費や電柱使用料の精算手続きと、電柱利用手続きは切り離して作業を進めていただきたい。(NTT東西殿、電力会社殿)

**【理由】**

電柱所有者殿によっては電柱調査費の支払が完了しないと電柱利用手続きを進めていただけない場合があり、申請者は経理処理上すぐに支払が行えないこともある為、電柱利用手続きの遅延につながる恐れがある。

**【電気通信事業者】**

**【御意見・御要望等】**

電柱利用申請については各電柱所有者と締結した基本契約書に基づく申請となる為、申請手続きに関する各種書類には例えば契約書ID等を記載することで、接続申込などのように都度の押印を省略できるようにしていただきたい。(NTT東西殿、電力会社殿)

**【理由】**

電柱利用申請に必要な書類については提出の都度、押印が必要となっておりますが、日々申請が発生することから押印処理だけでも申請者にとっては煩雑な作業となっており、さらにその押印に係る社内手続き処理の時間だけ利用開始までの期間が延びることとなる為。

また、申請書、届出書については、双方の取り決めによって押印を不要とすることが可能である書類と考えるため。

**【備考】**

※現状、押印が必要となっている書類  
(例：NTT東西の場合)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱添架に関する基本契約書</li> <li>・個別契約書</li> <li>・添架（変更）申請書兼内諾承認願</li> <li>・私有地等線条添架使用に関する調整完了報告書</li> <li>・添架工事着工届</li> <li>・添架工事完了届</li> <li>・単独支線の設置申請書</li> <li>・支線の共用申請書</li> <li>・一束化同意書</li> <li>・電柱建替申請書</li> <li>・突出し金物設置申請書</li> <li>・添架契約解約申請書</li> </ul> <p>【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 完全電子申請化すべきである。。</p> <p>【理由】 電子申請とペーパーを併用しているため非効率であるから。</p> <p>【CATV事業者】</p>	
<b>5 工事及び保守ルール(第5条)</b>	
<p>電気設備の弊社巡視時に電気通信事業者の不良設備が多数発見され、電気通信事業者に改修依頼を行っている。改修依頼に対し、電気通信事業者は責任を以って迅速な対応を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>具体的な事案についての対応については、まずは関係の事業者間で協議していただく事項と考える。</p> <p>なお、一般的には速やかに対応がされることが望ましいところであり、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>弊社から電気通信事業者への改修依頼、管理にマンパワーを要しているが、本来電気通信事業者にて責任を以って巡視点検を行い、自主的に改修依頼を実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第5条第1項により、設備保有者から提供された設備に敷設された伝送路設備の保守については、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行うこととされ、また、同条第3項</p>
<p>【御意見・御要望等】 電柱設備保有者（A社）は一部の添架事業者による不法行為（他の事業者の支持線やケーブルに無断で</p>	

<p>支持線やケーブルを固定する等)を排除させるべきである。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>① 添架事業者に対する管理責任は電柱設備保有者にあるから。  ② 添架事業者に対する設備使用の承諾条件に、ルールを遵守を謳っているのだから。  ③ 電柱設備所有者(B社)は対応しているのであるから。</p> <p><b>【備考】</b></p> <p>① 不法行為の排除を電柱設備保有者(A社)に求めたところ「弊社は関与しないので、当事者同士で解決してほしい」との回答であった。  ② 電柱設備保有者(B社)は当方の要望を当然として受け入れ、先方に是正を求めるなど解決に努めてくれている。</p> <p style="text-align: right;"><b>【CATV事業者】</b></p>	<p>において、保守の運用ルールは契約において明示することとされている。</p> <p>具体的な事案への対応に関しては、これらを踏まえ、契約当事者間で協議いただくことが適切であると考えますが、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p><b>【御意見・御要望等】</b>  設備改修が必要な場合は設備保有事業者が費用負担すべきである。(東京電力)</p> <p><b>【理由】</b>  本来、設備保有事業者が共架ポイントも確保し設備形成を行なうべきであるため</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	<p>第5条第4項において、「設備の改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し当該工事の設計及び施工に係る費用負担を求めることができる」と規定している。</p> <p>具体的な事案への対応に関しては、同項を踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適切であると考えます。</p> <p>御意見の内容は、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p><b>【御意見・御要望等】</b>  電柱強度不足による、電柱建替対応を早急に行なって頂きたい。</p> <p><b>【理由】</b>  電柱強度不足による、電柱建替に対応時間を要し、工事を進めることが出来ないため。</p> <p><b>【備考】</b>  補償金振込み後、3ヶ月以上要したこともある。</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	<p>個別の電柱の建替対応に要する期間の合理性に関しては、関係の事業者間で協議・検証していただくことが適切であると考えられる。</p> <p>御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>

<p>【御意見・御要望等】 東電柱新規共架時の改修費低減。</p> <p>【備考】 東電が業者を通じて発注する為、費用がどの程度発生するのか不明。並びにコストが高すぎる。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第5条第4項において、設備提供に伴う設備の改修工事について、「事業者から当該工事が必要となる理由及び当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、経営上の秘密の保持に支障がない範囲で、これに応じるものとする」と規定している。</p> <p>改修費に関する個別の事案については、本項を踏まえつつ、関係の事業者間で協議・検証いただくことが適切であると考えます。</p> <p>御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<b>6 貸与の対価(第6条)</b>	
<p>【御意見・御要望等】 NTT地域殿に対し、接続約款におけるとう道との利用料金が適宜適切に適用されるようご指導いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【理由】 NTT地域殿接続約款によれば、例えばとう道の料金は低廉化がすすんだが、例えば東京の例では、平成17年度の料金は1442円/m、平成18年度の同料金は693円/mで十分低廉化が図られている。しかしながら、個別利用契約によれば、契約期間中は、契約締結時の高いままの料金の適用を強制されているので納得できない。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>設備使用料は、第6条の規定により、公正妥当な方法により算定を行うこととしているところであり、個別の契約事案における設備使用料水準の合理性に関しては、同項を踏まえ、関係の事業者間で協議していただくことが適切であると考えます。</p>
<p>【御意見・御要望等】 管路使用料については、更なる賃料の値下げをしていただきたい。また、契約期間が5年を越えた物件については賃料の改定を実施していただきたい。</p> <p>【理由】 電気通信事業者が管路方式・とう道方式を採用して電線を敷設する場合は、設備計画上、長期に渡って</p>	<p>なお、NTT東日本及びNTT西日本の接続約款に定める料金については、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に基づいて定められてお</p>

<p>管路を使用する為に現行の賃貸料は負担が大きい。契約年数増加に伴う賃料低減を望む。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>り、適正性については約款認可の際に検証されているところ。</p>
<p>【御意見・御要望等】 東京電力柱、小柱の料金を下げるべきである。</p> <p>【理由】 使用するケーブル等が、引込線が多い為、使用加入者が1、2件程度であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>なお、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 東電柱・NTT柱の共架料の値下げ要望。</p> <p>【備考】 現在、年間1本1,260円であるため</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 NTT地域殿のハーフダクトの適用につきまして、とう道に布設しているケーブル外径2.4mm以下のケーブルにつきましては、全てハーフダクトの使用料への一本化の検討をお願いいたします。</p> <p>【理由】 ハーフダクト分しか使用しないにもかかわらず、フルダクトの使用料を支払うことに合理的な理由がなければ納得できないが、現在ハーフダクトしか利用していないのにフルダクトの料金を支払っている。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 添架・共架する場合、柱の土地所有者から同意を頂くことが共架申請条件に含まれているが、民地から同意を得られない場合がある。そこで柱所有者は共架・添架事業者から支払われる架架・添架料金からいくらかを土地所有者に還元すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>個別の事案に関する土地所有者との調整方法については、関係の事業者間で協議していただくことが適切であると考えている。</p> <p>御意見は、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p><b>7 移転費用負担等(第7条)</b></p>	
<p>【御意見・御要望等】 支障移転の場合の猶予期間を延長して頂きたい。</p>	<p>第7条において、設備移転時の事前</p>

<p>【理由】 ルートによっては即時対応できない場合があるため。</p> <p>【備考】 電柱の移設レベルなら問題ないが管路の移設となると構築にも時間を要する為個別相談させて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>予告等は電柱の提供に係る契約において明示することとしており、同条を踏まえれば、契約上の問題として関係の事業者間で協議していただくことが適切であると考えられる。</p> <p>但し、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 電柱の支障移転に伴う設備移転で、移転計画の変更がある場合は必ず連絡すべきである。</p> <p>【備考】 計画が変更されても連絡が無いケースがあり、対応仕切れないことがあるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 支障移転、無電柱化等の調整を、添架している事業者のみに限らず、IRU権を持っている事業者にも広げて頂きたい。</p> <p>【理由】 IRU権者には何の連絡配慮が無く、支障移転・無電柱化が進み、IRU権者の事業計画に大きな影響が出ているため。</p> <p>【備考】 支障移転等が発生した場合、IRU権を持つ事業者は、ケーブル所有者の配慮が無い限り、蚊帳の外である。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<b>8 設備の使用に当たっての遵守事項(第10条)</b>	
<p>【電気通信事業者に対する要望】 共架工事は実施されているが、完了届が速やかに提出されない場合が多く、各事務手続きを確実に実施願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>届出等の各種事務手続きは迅速・確実に行われることが望ましいところであり、御意見は、関係団体を通じて、速やかに設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>着手届、完了届を適切な時期に確実に提出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	

<p>共架工事の竣工後、竣工届けを速やかに提出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>共架申請時の必要書類に不備、漏れが多く、書類の再提出等、当社からの回答までに余計な時間がかかっているため、申請書類は不備の無いよう適切に提出すべきである。(初回申込時に十分説明しているにもかかわらず、2回目以降の申込書にも不備がある事が多い)。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>工事完了後、竣工通知書は速やかに提出してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>当社引込線設備との離隔不足について当社にて改修を行っているのが殆どであり、事業者による通信設備の維持管理責任の遵守がなされていないところが見受けられる。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第10条第2項により、事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設し、又は設備を使用するに当たり、設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うこととされており、設備利用者は当該技術基準に従った施工をすることが望ましく、御意見の内容については、関係団体を通じて速やかに設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>申込みと異なる施工をされていることが検査時に発見される場合がある。その場合、改修を指示することとなるが、改修は事業者および設備保有者の両者に負担となるため、承諾回答書に記載する指示事項および技術基準等を遵守して施工すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>電気通信事業者において、上空占有する民地所有者への説明が不十分な場合があり、電柱管理者側に民地所有者から苦情が来る場合が多々ある。民地所有者からの苦情は電気通信事業者の責任において対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第10条第3項において、設備利用者は、伝送路設備が上空を通過する土地の所有者との間で、必要な調整を適切に進めることとしているところであり、同項を踏まえ、設備利用者においても適切な対応がされることが望ましく、御意見の内容については、関係団</p>

	<p>体を通じて、設備利用者に伝えること としたい。</p>
<p><b>9 貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表(第 13 条)</b></p>	
<p><b>【御意見・御要望等】</b> 共架許可は所有者の規定やルール（算出法）によるものですが、一般的なガイドラインを開示して頂きたい。</p> <p><b>【理由】</b> 自社での共架柱（又はルート）判断の参考とするため。</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	<p>第 13 条において、標準実施要領の作成・公表について規定しており、提供が拒否できる事由について記載することとしているところ。</p> <p>個別の記載事項の詳細等については、本項を踏まえ、ひとまず関係の事業者間で協議いただくことが適切であると考えられる。</p> <p>御意見は、関係団体を通じ、設備保有者に周知するとともに、総務省としてもガイドラインの運用実態を注視してまいりたい。</p>
<p><b>【御意見・御要望等】</b> 共架申請の許可に係る規定やルール（算出法）等に大幅な変更がある場合は、情報として開示して頂きたい。</p> <p><b>【理由】</b> 自社での共架柱（またはルート）判断の参考とするため。</p> <p><b>【備考】</b> 現地状況や過去の実績等から、許可と思われる物件に不可回答が出る場合がある。何らかの理由があると思われるが、共架申請の許可に係るルール等に大幅な変更がある場合は、情報として開示してもらいたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	
<p><b>10 一束化(第 14 条)</b></p>	

<p>【御意見・御要望等】 ケーブル一束化の推進</p> <p>【理由】 強度不足による電柱建替が減少する為</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p> <p>なお、電柱に係る伝送路設備の一束化については、第14条において必要な手続等について規定しているところであり、具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、関係の事業者間で協議いただくことが適切であると考えます。</p>
<p>【御意見・御要望等】 電柱共架一束化対応を更に促進して頂きたい。</p> <p>【理由】 一束化は限られたスペースを有効利用でき、幹線ルート以外の比較的共架が困難な場所にも共架出来るようになるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 特に電力会社所有柱は、既設架空ケーブルの輻輳電柱スパン間等は、先行して電力会社主導で設備改修を含めた一束化を進めて頂きたい。 先行で電力会社に整備いただいたスパンについては、賃料の値上げで対応頂く等の手法も考慮する事とする。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 左記に伴い、電力会社に電柱借用のお話に行った際は、電気通信事業者自ら全ての架空輻輳区間の架空電線使用者に対して一束化協定書の締結をお願いしなければならず、多大な折衝時間が必要と成っている。</li> <li>② また上記①に伴い、一束化協定書の締結後でないと電柱借用の許可が下りず、工事着手までに多大な時間を必要としている。 最終的に顧客の納期を遵守できない事が多々ある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 使用の条件を一束化となる場合は、一束化先の設備保有者の情報を提供すべきである。</p> <p>【理由】 一束化先の設備保有者が不明であるから</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第14条第9項において、一束化設備保有者の承諾を得られない場合を除いて、「一束化設備保有者の伝送路設備等に当該一束化設備保有者の氏名又は名称が取り付けられていないことを理由として、当該氏名又は名称について</p>

	<p>照会があったときは、これを事業者に通知するものとする。」と規定されており、具体的な事案については、同項を踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適切であると考えられる。</p> <p>御意見については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<b>11 腕金類の設置(第 16 条)</b>	
<p>電柱の近接設置の時には近接電線事業者同士の話し合いに任せられるが、電柱保有者から、近接設置するように一言勧告をしてほしい。若しくは、総務省の勧告書を出してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>具体的な事案に関しては、まずは電柱保有者と電柱利用者間で協議いただき、なお必要があれば当省に御相談いただきたい。</p> <p>御意見については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 財産管理の問題があるが、電力柱共架時のアーム取付をCATV自社工事を認めるべき。</p> <p>【理由】 電力の取り付けに時間がかかる。(1ヶ月以上)</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第5条第1項において、伝送路設備を敷設する工事の設計及び施工等は、セキュリティの確保及び事故防止のため、原則として設備保有者等が行うこととしているが、事業者自ら行うことを認め得る場合も規定しているところ。</p> <p>御意見については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたいが、具体的な事案に関しては、まずは事業者間で協議いただくことが適切であるとする。</p>

12 その他	
<p>計画変更による設備使用申込みの中止が発生した場合は、速やかに連絡すべきである。(共架データの管理が仕掛かり状態となり、当社の共架管理及び他の設備使用希望者への対応に支障を来たす。)</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備の利用に当たっては、設備利用者側においても、各種事務手続の確実な実施や地域への配慮など、適切な対応がなされることが望ましく、御意見の趣旨は、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>撤去完了後に設備(使用廃止)申込書を申請する場合や、当社からの工事着手承諾書交付前に、撤去工事に着手する場合があります、共架契約書に則り、工事着手承諾書交付後に着手すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>共架工事において、近傍お客さまより当社へ工事に関する苦情及び申し出(通行支障、騒音等)が発生している。よって、工事の際は地域への配慮が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 地支線設置基準を緩和すべきである(NTT東日本)</p> <p>【理由】 通信事業提供の納期短縮を図るため、設備保有事業者が地支線を設置している箇所については、地支線新設を行わない</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第3条第1項第5号において、設備保有者の技術基準に適合しない場合等には、設備使用の申込みに対して拒否し得ることとしているところ。</p> <p>技術基準の詳細の合理性に関しては、設備保有者が最も知悉していると考えられ、設備利用者の個別の要望と照らし合わせ、事業者間で十分に協議・検証していただくことが適切であると考えますが、御意見は、関係団体を通じて設備保有者に伝えることとしたい。</p> <p>また、総務省としても、ガイドラインの運用実態に注視してまいりたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 電柱共架において電柱強度計算に必要な条件を開示すべきである(東京電力)</p> <p>【理由】 申込事業者による共架可否判断が可能となり、早期に通信事業提供可否判断が行なえるため</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 管路利用において多条布設用インナーチューブの使用を許可すべきである。(東京電力)</p> <p>【理由】 管路の占有率を下げるにより通信ケーブル増設が可能となり、申込者・設備保有事業者とも設備の効率的な利用が可能となるため</p>	

<p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 設備保有者は設計の際に予め他事業者の共架を考慮して強度計算をすべきである。</p> <p>【理由】 補強が必要となった場合、用地折衝等に相当な時間を必要とするため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱の添架申請時の強度計算の安全率をもう少し引き下げるべきである。</p> <p>【理由】 現地では、明らかに強度不足とは考えられないことがあるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 NTTの電柱について 1、強度不足を無くすべきである。 2、留め、曲りには支線を設置すべきである。</p> <p>【理由】 1、2とも添架不承諾の理由であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱使用に関し、電柱所有者の技術基準の差を出来るだけなくすべきである。</p> <p>【理由】 各社で技術基準が異なるため、同等の設備(電柱)の利用申込みを行った場合でも可否の差が出るから。</p> <p>【備考】 現在、電柱への機器(電源供給器等)取付けについて問題がある。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電力柱への引上構築を認めて欲しい</p> <p>【理由】</p>	

<p>N T T 柱では可能であるが電力柱では許可が下りないから</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】  添架許可時の条件において、建替回答が多くなっている傾向があり設計変更を余儀なくされる事があります。事前にある程度予測可能な情報等開示頂きたい。</p> <p>【理由】  設計時の工事費用及びルート選定について、弊社側での精度向上及び施工中の設計変更を避けるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第 12 条において、事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、原則として、使用可能状況について回答を行うこととしている。</p> <p>本件については、同項等を踏まえ、ひとまずは事業者間で協議いただく事項と考えるが、御意見の内容については、関係団体を通じて設備保有者に伝えるとともに、総務省としても今後のガイドラインの運用実態を注視したい。</p>
<p>【御意見・御要望等】  路上工事の抑制を考慮してほしい。(各事業者工事の実施時期調整)</p> <p>【理由】  ケーブル移設工事が多く、回線切替を伴いお客様サービス中断が多々発生するため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>御意見については、まずは関係の事業者間で協議いただくことが適当と考える。</p> <p>なお、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えるとともに、総務省としても今後のガイドラインの運用実態を注視したい。</p>
<p>【御意見・御要望等】  請求書送付と入金期限の猶予期間の延長をして頂きたい。</p> <p>【理由】  弊社では請求書到着から入金処理まで約 10 営業日必要なため。</p> <p>【備考】  書類発行日から入金日までの期間を最低 2 週間は頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】  管路利用において設備位置情報、管路占有率を開示すべきである（東京電力）</p>	

<p><b>【理由】</b>          申込事業者による設備情報の確認により、早期に通信事業提供可否判断が行なえるため</p> <p style="text-align: right;"><b>【電気通信事業者】</b></p>	
<p><b>【御意見・御要望等】</b>          （東京電力に対して）分譲宅地内での新設柱について、事前に赤バンドを設置してほしい。</p> <p><b>【理由】</b>          お客様からの申込みから工事完了まで時間を要することから。</p> <p><b>【備考】</b>          N T Tにくらべてバンド設置分時間を要する事から記入させていただきました。一度、担当者レベルでお願いをした経緯がありまして、東京電力としても申し込みがないとバンドを設置することは難しいとの話でした。もし事前にバンドが設置されていれば、加入申込み等から工事完了まで時間が短縮できるのではと思いました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【CATV事業者】</b></p>	